

寒川町告示第126号

寒川町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年寒川町条例第18号）第5条第2項において準用する同条例第4条の規定に基づき指定管理者の指定を行ったので、同条例第11条の規定により次のとおり告示する。

平成27年12月17日

寒川町長 木村俊雄

- 1 指定をした日 平成27年12月17日
- 2 管理を行わせる公の施設の名称 寒川町ふれあいセンター
- 3 指定を受けた法人等 公益社団法人寒川町シルバー人材センター
神奈川県高座郡寒川町小動982番地2
- 4 指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで